

「スマートシティたかまつ推進協議会」規約

平成 29 年 10 月 25 日総会承認

(名称)

第 1 条 本会は、「スマートシティたかまつ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、産学民官の連携の下、官民データを共通プラットフォーム上で適正かつ効果的に利活用することによって、高松市の地域課題の解決を図り、いわゆるスマートシティ化によって、活力にあふれ、創造性豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スマートシティ化に向けた実証事業の推進
- (2) 共通プラットフォームの活用の推進
- (3) 実証事業への住民参画の促進
- (4) 成果等の国内外への普及展開
- (5) その他協議会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第 4 条 協議会は、企業、団体、地方公共団体等の会員により組織する。

2 協議会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長宛て提出しなければならない。

3 協議会を退会しようとする会員は、その旨を会長に申し出るものとする。

4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったとき又はその他除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第 5 条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

2 会長は、高松市長をもって充てる。

(総会)

第 6 条 協議会の総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、原則として年 1 回、会長が招集して開催する。

3 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長

が指名する者が議長となる。

4 総会は、協議会の運営に関する重要事項について審議する。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会)

第7条 第3条に定める事業を円滑に運営するため、総会の下に運営委員会を置き、総会に付すべき事項その他必要な事項について審議する。

2 運営委員会は、会員の代表者又はこれに準ずる者及び学識経験者から会長が指名する10名以内の者で構成する。

3 運営委員会に、委員の互選により委員長及び委員長代理を置く。

4 次条に規定するワーキンググループの代表者は、運営委員会に出席することができる。

5 委員長は、総会において運営委員会の活動報告を行う。

6 委員会は、委員総数の過半数の出席を以って成立する。

(ワーキンググループ)

第8条 第3条に定める事業を専門的に実施するため、総会の下にワーキンググループを置くことができる。

2 会員は、別に定める様式を会長宛て提出することにより、ワーキンググループの設置を申請することができる。

3 前項の場合において、運営委員会は、その申請を審査し、適切であると認められるときは、設置を決定する。

4 ワーキンググループに、構成員の互選により代表者1名を置く。

5 ワーキンググループの運営に必要な事項は、代表者が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、高松市総務局情報政策課 ICT 推進室が、協議会会員の協力等を得て、処理する。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(経費)

第11条 協議会の事業を行うために必要な経費が生じた場合は、総会の決定に基づき、会費を定めることができる。

(秘密保持)

第12条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容または他の会員（以下「開

示者」という。)に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は協議会の設立の日から施行する。